市に移管できる防犯灯の主な条件

☑ 公衆街路灯契約であること

公衆のための道に設置された防犯灯は、電気料金が定額となる「公衆街路灯契約」が適用されます。(※)
「従量電灯契約」の防犯灯は、市への移管対象外となります。

※設置時と周辺環境が変わった場合など、公衆街路灯としての目的を満たさなくなった防犯灯は、公衆街路灯契約であっても移管対象外となる可能性があります。

☑ 電気料金の契約名義が町会名であること

防犯灯ごとの契約名義について、3月・9月の電力会社の電気料金集約内訳表を用意し、町会名義となっているかご確認ください。

☑ 防犯灯の所有が町会であること

町会以外が所有している防犯灯は、移管対象外となります。

☑ 独立柱の強度に問題がない灯具であること

現地調査で独立柱の強度が足りないと判断された場合には、町会にて補助金を活用し、柱の建て替えについてご対応いただくことを想定しています。

市への移管対象となるのは
「灯具」のみです



独立柱(電力会社との責任分界点から灯具までの配線を含む)は引き続き町会の管理となります。

なお、本事業において、町会の負担軽減を図るため、灯具と独立柱に対して、市で第三者賠償保険(※)をかけることを検討しています。

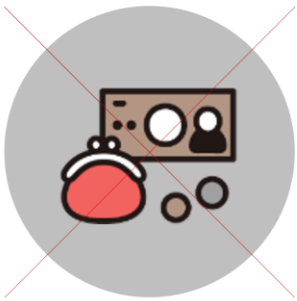
※第三者賠償保険とは？
防犯灯の落下など、偶然の事故が発生し、人や車に傷害を与えたときの賠償を担う保険です。
柱の強度が足りない場合、保険を付保できない可能性があります。

防犯灯を市に移管すると何が変わるの？

防犯灯を市に移管すると、これまで皆様が行ってきた以下の業務が全て不要となり、負担が大きく軽減されます。

今後は、故障時の対応から電気料金の支払い、関連する事務手続きまで、全て市が責任をもって行います。

【市に移管することで **対応不要** となる町会・自治会の既存事務】



電気料金の支払い



市への補助金申請



業者とのやり取り

※ 新設要望、地域の調整、地域の防犯活動、独立柱の管理等は、引き続き町会で行っていただきます。



ここがポイント！

防犯灯を市に移管するかの判断は、町会ごとに選択できますので、会員の皆様でよく話し合いをしてください。

なお、引き続き、町会での管理を希望する場合には、これまでどおり補助金をご活用いただけます。



ちなみに…

令和7年5月頃、各町会に対し、意向調査を行いました。

約95%の町会から回答があり、そのうち約86%の町会が市への移管を希望する結果となりました。